

(仮称) 青森市子ども総合計画 素案の概要

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

急速に進行する少子化をはじめ、家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応した次世代育成支援対策を総合的かつ継続的に推進するため、新たな「青森市子ども総合計画」を策定します。

2 計画の位置付け

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画であり、「青森市新総合計画 後期基本計画」の分野別計画として策定します。

また、「(仮称)青森市地域福祉計画」や「(仮称)青森市障がい者計画」などと整合を図り、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画とします。

さらに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」としての位置付けを含むものです。

3 計画期間

平成28年度から平成32年度(5年間)
※後期基本計画と同期間

4 計画の対象

青森市内に居住する子ども(概ね18歳未満)とその子育て家庭はもちろん、市民、地域で活動する事業者など、すべての個人、団体を対象とします。

5 計画の推進

- 施策の進捗度を測定するために設定した指標の達成度などを通じ、「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」において、評価・検証を行うとともに、「青森市子どもの権利条例」に基づき、「青森市子ども会議」の意見を尊重しながら各施策を展開していきます。
- 社会・経済情勢等の青森市を取り巻く環境の変化や市民意識調査等の市民ニーズを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1 人口の変化と少子化の状況

- (1) 人口の推移 本市の総人口は、平成37年には256,157人、年少人口(0~14歳)の割合は9.7%になると推計されている。
- (2) 出生率等の推移 本市の合計特殊出生率は、平成17年の1.20を底に上昇しており、近年、回復の兆しが見られる。
- (3) 婚姻・出産の状況 本市においても、「未婚化・晩婚化」が進行している。国の調査では、理想的な子どもの数2.42人に対し、実際に持つつもりの子どもの数は2.07人という結果となっている。

2 子どもと子育て環境の状況

- (1) 家族の状況 核家族世帯の割合は、年々減少傾向にあるものの、世帯全体の半数以上を占めている。母子世帯数は、平成7年以降は増加傾向にあり、父子世帯についてはほぼ横ばいで推移している。
- (2) 地域の子育て環境 子育てをしていく上で地域に期待することとして、「子どもが安心して通学できること」、「地域の防犯体制が整備されていること」などが多く、子どもが安心して生活できる環境づくりが求められている。
- (3) 子育てに関する悩みや不安 子育てについて、「楽しみや喜びを感じる」が48.1%、「生きがいをを感じる」が10.6%となっている一方、「子どもを叱りすぎているような気がする」39.4%、「子どもの教育に関する」35.6%など、様々な悩みや不安を抱えている。
- (4) 子どもをめぐる問題 児童虐待相談件数は、本市では平成25年度から減少傾向にあるものの、全国的には増加傾向にある。
- (5) ワーク・ライフ・バランスの状況 希望どおり「仕事と家庭生活を優先」、「家庭生活を優先」できている人がいる反面、現実的には「仕事を優先」せざるをえない人が一定数いる。
- (6) 子育て支援の状況 本市には、認定こども園23箇所、幼稚園19箇所、保育所76箇所、小規模保育施設1箇所があるが、乳幼児期の教育・保育や、地域の様々な子育て支援について、さらなる量の拡充や質の向上が求められている。

第3章 計画の基本方向

1 基本理念

「子どもの最善の利益」を第一に考えた「子どもの権利」の保障

2 基本目標

- 子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり(子ども支援)
- 大人が安心して子育てできる環境づくり(子育て支援)

3 基本方向(施策の方向性)

- (1) 子どもの権利が保障される環境づくり
- (2) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
- (3) 健やかで心豊かな育ちへの支援
- (4) 特に支援が必要な子どもや家庭への支援
- (5) 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

第2部 各論

第1章 子どもの権利が保障される環境づくり

- 1 子どもの権利を大切にす意識の向上
- 2 子どもの意見表明・参加の促進
- 3 権利侵害からの救済

第2章 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- 1 母子保健・医療体制の充実
- 2 乳幼児期の教育・保育の充実
- 3 地域全体で子育てを支える環境づくり
- 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

第3章 健やかで心豊かな育ちへの支援

- 1 乳幼児期の教育・保育と小学校教育の連携
- 2 学校教育の充実
- 3 次代を担う大人になるための教育
- 4 学校・家庭・地域の連携による地域の教育力の向上
- 5 子どもの活動機会の充実

第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援

- 1 障がいのある子どもなどへの支援の充実
- 2 ひとり親家庭などへの支援の充実
- 3 児童虐待防止に向けた支援の充実
- 4 貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援

第5章 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

- 1 子どもの安全安心の確保
- 2 子育てを支援する生活環境の充実